

豊中市ケアプランデータ連携システム導入助成金に関するQ & A

【全般に関すること】

（問１）申込みから、交付の決定までどの程度時間がかかるか。

（答）受理してから、概ね１月程度で決定します。

（問２）申込み後、いつまでに支払われるか。

（答）交付の決定後、３０日以内に指定の口座へ振り込みます。

（問３）当助成金は、課税対象となるか。

（答）税法上の取扱いについては、税務署に確認してください。

（問４）振込口座は、法人以外のものでもよいか。

（答）振込み不能などを避けるため、原則、国保連の請求に使用している口座で申込みしてください。

なお、口座名義のフリガナは半角カタカナで入力してください。

法人の略称等については、電子申込システムの案内をご確認ください。

（問５）申請期間はいつか。

（答）令和８年(2026年)７月２７日（月）から令和９年(2027年)１月１５日（金）までとなります。

（問６）受付期間中に１事業所あたり何回まで申請できるのか。また、紹介件数に上限はあるのか。

（答）申請回数や紹介件数に制限は設けておりません。

なお、紹介件数に上限はありませんが、助成金支給については先着順となるため、当助成金の予算上限金額に到達した場合は申請ができなくなります。

（問７）交付決定の通知はどのように行うか。

（答）電子申込システムを通じて申込み時に登録いただいたメールアドレス（既に登録している場合は登録アドレス）へ、交付決定通知書のファイルをアップロードした旨の連絡をさせていただきます。電子申込システムトップ画面上部の「申込内容照会」ボタンをクリックし、申込み時に発行されている整理番号とパスワードを入力して、交付決定通知書をファイルダウンロードしてください。電子申込システムの利用登録がお済みの事業所は、ログインして交付決定通知書をファイルダウンロードください。

なお、連絡のメールは迷惑メールのフォルダに振り分けられることがありますので、事前に設定をご確認ください。

（問８）実績の報告は必要か。

（答）不要です。申込み時の入力のみとなります。

（問９）Ａ事業所に対しＢ及びＣ事業所がシステムの導入方法等の紹介を行い導入を完了させた。この場合Ｂ、Ｃ事業所共に当助成金の申請が可能か。

（答）ＢもしくはＣのいずれか１事業所のみ申請可能です。２か所以上の事業所が共同で紹介等を行ったとしても１事業所のみしか申請はできませんので、どの事業所が申請するかについては事業所間で十分に協議のうえ申請してください。

（問１０）システムの導入方法等の紹介とはどこまでの行為を指すのか。

（答）例として、ケアプランデータ連携システムの導入に際して電子請求用 ID とパスワードの確認が必要であることを説明したり、使用することによるメリットを具体的にお伝えする等、システムの普及促進につながる行為を想定しています。

【電子申込みに関すること】

（問１１）申込み方法は電子申込システムでの申込みのみか。

（答）豊中市電子申込システムでの申込みのみとなります。

（問１２）申込み情報に誤りがある場合は、再度、電子申込みを行ってよいか。

（答）長寿社会政策課が審査を行い、修正が必要な場合は電子申込システムを通じて連絡させていただきますので、原則再申込みは行わずお待ちください。ただし、重複申込みや急ぎ修正が必要なケースについては、事前に連絡いただき、整理番号をお伝えいただければ優先的に審査し返却処理を行います。
連絡なしで再度申込みいただきますと、重複申込みとなり助成金が支払えなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

（問１３）申込み情報を複数回送信してしまった場合は、どうすればよいか。

（答）長寿社会政策課にご連絡ください。重複申込みとなれば、助成金が支払えなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

（問１４）事業所単位ではなく、法人単位での申込みは可能か。

（答）事業所単位のみでの申込みとさせていただきます。お手数ですが、１事業所ずつ電子申込システムで入力してください。

（問１５）電子申込システムの利用方法がわからない場合はどうすればよいか。

（答）下記URLにアクセスし、利用方法をご確認ください。
[FAQ \(s-kantan.jp\)](https://www.s-kantan.jp/faq)

（問１６）電子申込システムで申込みしたが、受付完了のメールが来ない。

（答）自動返信のため、申込み時のメールアドレスまたは設定に問題があると考えられます。
なお、メールを受信するための設定については、下記のURLをご確認ください。
[FAQ \(s-kantan.jp\)](https://www.s-kantan.jp/faq) （ご利用にあたってのFAQのQ10）
自動返信メールの有無に関するお問合せにはお答えしかねます。

【事業所に関すること】

（問１７）訪問看護事業所のサテライト事業所は申請対象となるか。

（答）対象外となります。豊中市内に本体事業所がある場合は本体事業所で申込みをしてください。本体事業所が豊中市外であって、サテライト事業所のみ豊中市内に所在する場合は申請できません。

（問１８）医療機関等による医療みなしでの介護サービス事業所は申請対象となるか。

（答）厚生労働省の作成したケアプランデータ連携標準仕様の適用範囲の表に定める連携対象のサービスを提供する事業所であれば対象です。

（問１９）介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供する事業所は申請対象となるか。

（答）訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護の指定を合わせて受けている事業所は対象外となります。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業の従前相当サービスもしくは基準緩和型サービスのみの指定を受けている事業所は申請対象とします。